

鬼押ハイウェー 自動車道事業供用約款

(約款の効力)

第1条 当社の経営に係わる次の一般自動車道（以下「自動車道」という）の供用に関する契約は、特約のある場合を除きこの約款によるものとする。ただし、この約款に定めない事項については法令の規定または一般的慣習によるものとする。尚、供用区間は国土交通大臣に認可を受けている区間とする。

(供用期間等)

第2条 自動車道を使用できる期間（以下「供用期間」という）は4月1日から3月31日までとし、自動車道を使用できる時間（以下「供用時間」という）は6時から22時までとする。

(使用料金)

第3条 自動車道の使用料金は供用の日において国土交通大臣の認可を受けている使用料金とする。

(使用券)

第4条 使用券の種類は次のとおりとする。
(1) 普通使用券 (2) 前売回数使用券
(3) 身体障害者割引使用券 (4) 全区間片道割引券

(使用料金の収受等)

第5条 自動車道を運行する自動車の運転手およびその同乗者（以下「使用者」という）は、所定の料金徴収所において使用料金を支払うとともに、普通使用券を受け取り、または前売回数使用券を提示して所定の手続きを受けなければならない。
2 使用券に表示された区間を超えて自動車を使用したものは、その超えた区間にに対する使用料金を支払わなければならない。

(使用券の所持等)

第6条 使用者は前条第1項の料金徴収所を通過してからその自動車道の使用を終えるまでの間、同項の使用券を所持し当社の係員から請求があった場合は、これを提示しなければならない。
ただし、当社の係員が使用券を回収した場合はこの限りではない。
2 当社は使用者が前項の提示をしない場合は、自動車道に進入した後に使用券を紛失した事が明らかな場合を除き、使用区間にに対する使用料金を收受する。

(自動車道の不正使用)

第7条 当社は自動車道を不正に使用した者については、使用料金のほかにその倍額に相当する金額を徴収することができる。

(使用料金の払い戻し等)

第8条 当社は未使用で有効期間内の使用券について払い戻しの請求があった場合は、当該使用券に表示された金額をその1割の諸手数料を收受して払い戻す。
2 当社は天災その他やむを得ない理由により自動車道の供用ができなくなった場合は、普通使用券および身体障害者割引券については收受した使用料金に該当する金額を払い戻し、第5条第1項の手続きを受けた前売回数使用券については、券面に表示された区間を使用することができる商標を交付する。
3 前2項の規定は、自動車道の供用ができなくなったことにつき責任ある使用者に対しては適用しない。当社は使用者が第2項以外の理由により自動車道からの退去を求められた場合は、使用料金の払い戻しはしない。

(係員の指示)

第9条 使用者は、当社の係員が自動車道の安全の維持または交通整理のためにする業務上の指示に従わなければならぬ。

(供用の拒絶)

第10条 当社は次の場合は自動車道の供用を拒絶する。
(1) 自動車道の使用が法令または保安上の供用制限の規定に違反する場合。
(2) 自動車道の使用が供用期間外または供用時間外となる場合。
(3) 自動車道の使用が他の自動車の通行に著しく支障をおぼすおそれがある場合。
(4) 自動車道の使用が公の秩序または善良の風俗に反する場合。
(5) 天災その他やむを得ない理由により自動車の通行に支障がある場合。
(6) 国または地方自治体もしくはこれに準ずる団体の主催する特別な各種催物の場として使用するため一時閉鎖する場合。
2 当社は使用者が前条もしくは第13条の規定に違反した場合、または自動車道の使用が前項第1号から第5号までのいずれかに該当することになった場合、もしくは前項第6号の事態が発生した場合は使用者に自動車道から退去を求めることができる。

(当社の責任)

第11条 当社は自動車道の使用により使用者の生命、身体または財産に損害を与えた場合はこれを賠償する。
2 前項の場合において当社の責任は使用者が自動車道に進入したときに始まり自動車道から退去したときに終わる。
3 第1項の規定は次の各号のいずれかによる損害の場合は適用しない。
(1) 使用者の故意または過失 (2) 当社の責任によらない自動車相互の接触または衝突
(3) 盗難その他第3者による危害 (4) 天災地変その他の不可抗力

(使用者の責任)

第12条 自動車またはこれに付属する設備を故意または過失により毀損した使用者はこれを現状に復し、またはその損害を賠償しなければならない。

(物品の販売等の禁止)

第13条 使用者は当社の許可を得ずに自動車道において物品の販売、または領布・宣伝その他これに類する行為をしてはならない。

鬼押ハイウェー